

初めに

2015年、新しい年を迎えました。
時候の挨拶、年賀状の類は公職選挙法によって禁止されております。非礼とは思いますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

さて、昨年12月は解散総選挙でした。
投票率は52.66%、戦後最低を記録してしまいました。
選挙に行かなかった人に理由を聞くと・・・「争点が分からなかった」「誰を選んでも同じ」「政治への不信」などが答えとして出てきます。

これは私も含め、政治家の情報発信や魅力の不足ということで、申し訳なく思います。

一方で、投票率が低いと組織票を持つとされる政治家や現職議員に有利に働きます。
そんな選挙で当選した候補は、ますます組織団体の御用聞きになってしまう可能性が高まってしまうのではないのでしょうか。

勿論、固定票自体が悪いわけではありません。それも民意です。しかし、固定票しか出てこない選挙に何の夢が持てるのでしょうか。

同じ人や政党が当選するにしても、多くの人が見ているという環境は絶対必要です。

政治は政治家にお任せするものではなく、政治も夢も有権者自身が創りだすものです。
政治（選挙）の半分は、市民である有権者が土を耕し、新しい芽（政治家）を育てる。

そうやってこそ、政治不信も少しずつ解消されていくのではないかと思います。
ぜひ、最初は白票でも構わないので投票を考えて頂けたら、と思います。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン) 倉橋英樹



東三河広域連合、来年度から発足

東三河8市町村が、行政事務の効率化などを目指し、広域連合を発足させることとなりました。

私の調査では、介護事業などの効率化には「窓口業務」など市民サービス関わる部分はそのままに、管理職員や介護システムの購入など住民サービス関わらない部分での効率化が核となっていました。

少子高齢化、インフラ老朽など今後の厳しい財政見通しの中で、出来ることを一つずつ、丁寧に進めて頂けるように期待しています。

なお、豊川市議会では「住民サービスが低下しない様に」という付帯決議をもって、広域連合への市民不安に対する意思を明確にしました。

私個人としても、広域連合の効果や弊害をしっかりとチェックしていきたいと思っております。

オンブズ議員の活動報告

主権者の皆様へ

～議員等の期末手当（ボーナス）UP！？～

12月議会で、議員の期末手当を2.95ヶ月から3.10ヶ月に増やすという議案が出されました。人事院勧告により国家公務員の給与是正がされ、その流れが地方公務員、そして私たち特別職（市長や議員など）にまで降りて来たようです。

しかし、ちょっと待って下さい。

「豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例」の第5条3項には、なんと「基本月額を1.45倍にする」旨が書かれています。

計算すると以下ようになります。

	年間支給月数	5条3項の加算措置	実際の支給月数
現行	2.95ヶ月	×1.45	=4.2775ヶ月
改正案	3.10ヶ月	×1.45	=4.4950ヶ月

平成26年度人事院勧告で示された民間の平均ボーナス月数は、4.12ヶ月です。

既に、私たち特別職は人事院勧告が調査した大手民間企業の平均を上回っていたのです。
そもそも、人事院勧告は「国家公務員と民間給与の格差」を調べ是正させるもので、特別職にまで準用させられる根拠はありません。

私は以下の理由等から反対討論を致しました。

アベノミクスの恩恵は、まだ多くの市民になく議員が先に恩恵を受けるべきではない。
人事院勧告は国家公務員が対象で、我々特別職にまで準用するのはおかしい。
100歩譲り、人事院勧告に従うとしても民間のボーナス月数の方が少ない。

・・・【結果】期末手当UP条例案 賛成27人 反対1人(私)【可決】・・・

私の力不足により、350万円以上の出費（一般財源）が増えてしまいました。
昨年まで、議会改革検討会において「議員報酬や定数の適正化」などを議論してきた中、最後の最後で実質的に議員報酬の増となってしまった事を残念に思います。

（県内では、高浜市や長久手市が「市民は納得しない」などとして否決しています）

* 討論詳細は豊川市議会HPの議事録や録画をご覧ください。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び 文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先（携帯） 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所	愛知県豊川市御津町広石広国49-1	
ホームページ	http://www.saturn.sannet.ne.jp/kura	

ホームページは「倉橋英樹」で検索！詳細意見や議会動画を見て頂けます。情報提供も秘密厳守の上、随時受け付けています。また、後援看板の設置場所も募集しております。

12月定例会 / 一般質問

今回は【市税の減免について】と【起業支援及びリノベーションまちづくり】の2点について質問をしました。

市税の減免について

住民税全般というわけではなく、社団法人などの法人市民税や空き家対策上の固定資産税減税について、考えを聞きました。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
収益事業を行わない一般社団法人、一般財団法人の数と納税額は？	3法人。 法人市民税額は、均等割額15万円です。
収益事業を行う認可地縁組織(町内会)の数と税額は？	6町内会で、均等割額30万円。そのうち3町内会は法人税割額3万1900円も納税。
公益法人やNPO法人など、法人市民税が減免されている団体もある。 法人市民税の減免、免除の条件は？	市税条例に規定された認可地縁団体や公益社団法人、特定非営利活動促進法に規定する法人でありかつ、収益事業を行っていないことが条件です。
「収益事業をしていない」一般社団などは現在課税されているが、市の事業に協力している団体もあり減免しても良いのではないかと。	県内では豊田市が減免しているが、東三河ではありません。 今後は他の自治体の様子もみながら、検討していきたい。
空き家対策特別措置法案が可決され、地方自治体は「必要な税制上の措置その他の措置を講ずるもの」となっている。 空き家対策上、取り壊した所有者への新たな税制上の措置について本市の考えと対策時期について伺う。	この法律の成立について全国市長会から「市町村が行う税制上の措置の具体化に当たっては、都市自治体の意見を聞き、それが反映されることを求める」との発表がありました。 本市としましては今後も情報収集に努めてまいりたいと考えている。 時期については未定です。

「法人市民税の均等割(5万円)を支払う町内会と支払っていない町内会があるよ。どういうことか。」

市民からの訴えを調べた結果、**町内会が認可地縁組織になっているかどうかや収益事業の有無によって変わる、という事が分かりました。**

すると今度は、サークル活動は非課税だが、一般社団や一般財団になると同じボランティア活動をしていても課税される。この不公平感は何だろう？という思いから、質問しました。

市民協働が叫ばれ、市が進めていく中で一方的な協力要請にも疑問があります。「お互い様」の精神で、協力に対するインセンティブがあっても良いのではないかと思います。

次回、活動報告紙の配布遅延のお知らせ

平成27年3月の議会活動報告紙は、任期満了に伴う自身の進退の都合により、作成及び配布時期が大幅に遅れることが予想されます。

大変、恐縮ですがご理解の程よろしくお願い致します。

起業支援・リノベーションまちづくり

なかなか効果の上がっていない空き店舗対策へのテコ入れとして、北九州市の家守制度、リノベーションまちづくりを私なりに解釈して提案しました。

北九州市のリノベーションまちづくりの特徴例

特徴例	内容
遊休不動産の調査	空き家、空き地、駐車場も含め潜在的な利用可能物件を把握、視覚化。
潜在的な商機の創造	手作り市などで、出店者を発掘。需要の取り合いとなる全国チェーン店の誘致合戦でなく、住民による新規需要の創出を目指す。
市民の自意識啓発	リノベーションスクールや家守塾を開き、遊休不動産の活用テクニックや自分たちのまちを自分たちで創るという意識向上を目指す。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
豊川市内の事業所数の推移は？	平成21年は7,787事業所でしたが、平成24年は7,300件と3年で487件減少している。
現在行っている本市の起業支援は？	商工会議所が行う「創業人材育成事業」及び「創業・再生支援相談事業」への補助などを行っている。
空き店舗対策は何かしているか？ また、その実績は？	平成23年度より市HPで「空き店舗の情報」を募集している。申し込みは1件もありません。
「空き店舗情報の収集」を積極的にしていく気はないか。 また、空き家対策事業とリンクさせ、その情報の共有、マッピングによる可視化などをしていくべきだ。	今後、 不動産業界の皆さんや空き店舗の所有者に対して、情報提供の働きかけをしていきたい。 情報が収集できれば、その有効活用として、マッピングしていくことも可能である。 空き家対策とのリンクも、店舗活用したいという物件であれば、掲載することも可能だと考えます。
豊川市では、北九州リノベーションまちづくりのような「潜在的な商機の創造」や「市民の自意識啓発」をまだ取り組んでいないが、今後の取り組みについて伺いたい。	豊川市内では、10年間で3の商店街振興組合が解散しました。 地域住民によるまちづくりの熱意や地権者の同意があれば、空き店舗を活用したりリノベーションによるまちづくりも一つの有効な手段かと思えます。 先進事例を研究・検討する中で、それぞれの地域にふさわしいまちづくりの方法を検討していく必要があると認識しています。
民間の意識だけではなく、 ハコの提供面 としては、旧町役場などを空き室利用の一つとして、リノベーション計画などを考えてみないか。	保有している公共施設の遊休スペースなどの転用を考える方法として、地域の人や民間事業者との連携による施設管理も一つの選択肢となってくるものと考えています。

旧町役場には駐車場も整備され、旧町の中心部にあります。決して可能性の無い施設ではありません。災害時には重要な拠点にもなります。

一方で、大きな維持費負担もあります。これを平時にどう利活用して、魅力的な場所をつくっていくか。合併後のまちづくりの大きな試金石となる課題に感じています。

税金の使い方考えよう